

～建築計画概要書の写しの交付、 台帳記載事項証明書の発行について～

1 まずは、電話等でお問合せください

事前にお探しの物件があるか職員が確認しますので、電話等で、建設時の建築主、地名地番、建設年度、建物用途等をご連絡いただければ、来所いただいた際の待ち時間が短縮できます。

2 窓口受付時間

9：30～12：00、13：00～16：30

3 建築計画概要書

建築主の氏名、敷地の場所、建築物の構造・規模・建物用途等の建築計画の概要書

(1) 対象

対象年	開示方法
平成11年5月以降	概要書の写しの交付

注：第3面（案内図、配置図）がないものもあります。

(2) 手続き

- ①公文書開示請求書に必要事項を記入する。（押印不要）
- ②交付手数料を支払い、概要書の写しを受け取る。

手数料：1枚あたり10円（現金） 両面の場合20円

4 台帳記載事項証明書

確認済証、検査済証等を紛失してしまった場合、これらの処分があったことが、建築確認台帳に記載されている旨の証明書

(1) 対象

対象年	開示方法
平成11年5月以降	台帳記載事項証明書の発行

(2) 手続き

- ①台帳記載事項証明書交付申請書に必要事項を記入する。（押印不要）
- ②発行手数料（県収入証紙）を申請書に貼付し、後日、証明書を受け取る。

手数料：1件あたり400円（静岡県収入証紙※）

※静岡県収入証紙は、10階の売店で販売しています。【営業日時に注意】

- ③証明書の受け取りは、後日、窓口に来ていただくか、返信用封筒（切手※を貼ったもの）を持参して郵送で受け取ることもできます。

※切手は近くの郵便局又はコンビニで購入してください。10階の売店では販売していません。

5 その他注意事項

- (1)建築計画概要書がない、台帳が現存しない、台帳に記載がない場合は、写しの交付、証明書の発行はできません。
- (2)県所管の建築物に係る建築計画概要書の写しの交付等で、延べ面積が1500m²を超えるもの又は5階以上のものは、静岡県建築安全推進課(054-221-2819)にご確認ください。
- (3)浜松市内の建築物に係る建築計画概要書の写しの交付等は、浜松市役所で発行しますので、以下へお問い合わせください。
浜松市役所建築行政課 053-457-2471
- (4)湖西市内の木造住宅など建築基準法第6条第1項第2号（木造で地階を除く階数が2以下かつ延べ面積300m²以下かつ高さ16m以下のもの）及び第3号建築物※に係る建築計画概要書の写しの交付等は、湖西市役所で発行しますので、以下へお問い合わせください。
湖西市役所建築住宅課 053-576-4549
※建築基準法第43条に係る許可を受けた建築物は、浜松土木事務所で発行します。